

# 人愛 幸せを求めて ①7

2003~2012  
国連識字の10年

すべての人々に教育を

## ハンセン病に対する正しい 知識と理解を深めましょう

残された偏見の重み

平成15年(2003年)に、熊本県内のホテルでハンセン病元患者の宿泊を拒否する出来事がありました。

ハンセン病は、らい菌感染により、皮膚や末梢神経がおかされる病気です。感染力も弱く、昭和18年(1943年)に治療薬が開発され、確実に治る病気になりました。にもかかわらず、今日まで偏見や差別が残っています。

その原因は、昭和初期以降の国の政策の誤りにあります。病気になる、すべての患者を強制的に療養所へ隔離するという厳しいものでした。そのため、伝染力が強い怖い病気として、誤ったイメージが植えつけられたのです。

治療方法が確立された後も、隔離政策が継続されたため、偏見や差別がいつそう助長されました。

平成13年(2001年)、熊本地裁において、隔離政策を違法とする判決が出されました。これを受けて、国は患者や元患者に謝罪し、社会復帰のための支援を進めています。

現在、約3,100人が療養所で暮らしています。高齢、後遺症による障害、社会的偏見・差別に対する不安のため、退所することができない人もいます。

解決に向けて私たちができることは、一人ひとりが、ハンセン病に対する正しい知識を持ち、理解を深めることです。

(人権啓発広報編集委員会)

### 人権標語

(小学6年生の作品)

人権を 守るとふえる あの笑顔



16 消費生活相談

### 《相談内容》

1か月前、18歳の娘が年齢を偽って、30万円のエステのクレジット契約をしていました。未成年だと親の同意が必要になると思い、20歳の姉の名前で契約しようです。娘は、アルバイトの収入がわずかにあるだけで、とても支払えません。解約できませんか。

### 《アドバイス》

未成年者が小遣いの範囲を超える契約をする場合、原則法定代理人(一般的には親権者)の同意が必要となりますので、同意のない未成年者の契約は、取り消すことができます。

ただし、この事例のように未成年者が自ら年齢を偽って契約した場合は、取り消すことができません。一方、業者に年齢を偽るよう指示されて契約書に記入し

未成年者の契約は  
取り消せるの？

たような場合は、取り消しを主張することができます。相談者には中途解約について助言しました。エステティックサービスについては、1か月を超える契約で、契約金額が5万円を超える場合であれば、特定継続的役務提供契約になり、中途解約することができません。ただし、それまでに受けた施術代金に加えて、解約手数料が必要になります。

このようなトラブルを防ぐためには、契約には責任がともなうので、安易に契約をしないよう、日頃から家族でよく話し合っておくことが大切です。

### 消費生活相談室

☎0848676410

とき 祝日を除く月、  
金曜日 10時~12時、13時~16時  
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談

11日(金)14時~16時 本郷支所

問い合わせ先 商工振興課

☎0848676072

FAX 084864103